

参考資料

大阪市エリアマネジメント活動促進制度活用ガイドライン(平成27年4月) 抜粋

(3) 分担金の徴収と補助金の交付

○本制度では、地方自治法に基づく分担金制度を活用し、エリアマネジメント活動の財源の一部に充てる費用を市が地権者等から分担金として徴収し、都市再生推進法人へ補助金として交付を行うこととしています。

○分担金は、地方自治法224条で、「普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、分担金を徴収することができる」と定めるもので、税金ではありませんが、税金と同等の強制力を持つ制度です。

この制度を活用することにより、エリアマネジメント活動のための財源の安定化が図られることが期待されます。

○分担金の負担者及び用途は、次の通りです。

①都市利便増進施設の一体的な整備又は管理により特に利益を受ける地権者等から徴収する

※「特に利益を受ける」範囲は、都市利便増進協定の区域

②分担金の交付対象は、都市利便増進施設の質の高い整備又は維持管理であって、

公共性があり、分担金負担者への直接的な受益につながる事業。

○分担金の徴収・交付額、及び各地権者等の負担額は、市が地区別に制定する分担金条例に基づき定めることとなります。

(解説)

分担金は、最終的には市が定める分担金条例に規定することになりますが、分担金の用途と事業予算額の案は、都市再生推進法人が作成する地区運営計画に記載して市に認可申請をして頂きます。分担金の割当方法の案については、地区運営計画とあわせて提出していただく、「説明書」の中に記載する必要があります。

分担金の割当方法は、地域の特性によって異なることも想定されますが、基本的には受益との関係からの公平性、根拠の明確性が必要です。たとえば次のような方法の検討が必要です。

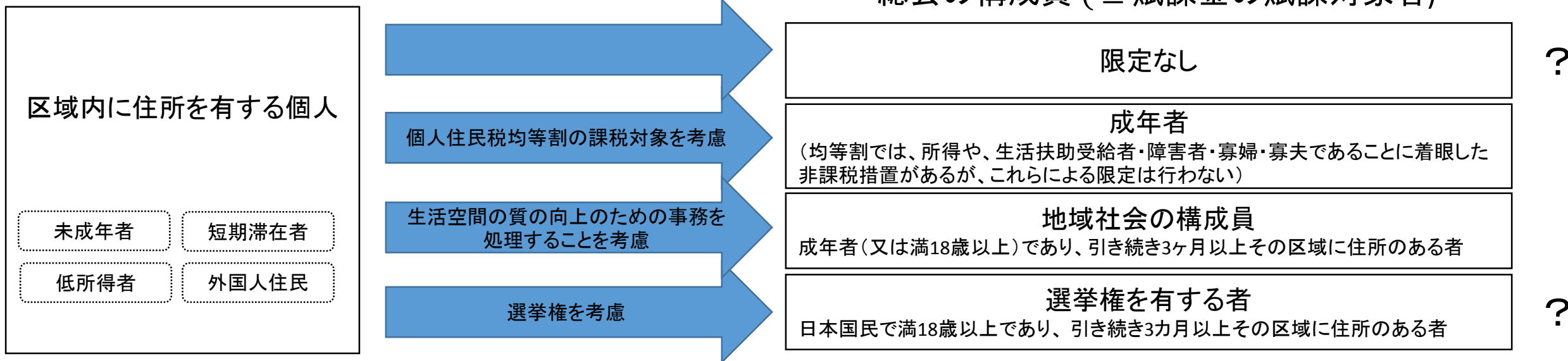
按分基準	土地面積による比例按分	・根拠は明確。土地面積と容積率の積によることも考えられる。
	延床面積による比例按分	・根拠は上記同様明確。公平性が確保し易い。
	頭割りによる均等金額	・ビル等の大小があまりない場合には考えられる方法
例外処理	小規模地権者等の扱い	・小規模な地権者等は、負担を低減・免除するか
	未利用地の扱い	・未利用地を持つ地権者等に負担を求めるか。求める場合、どのような負担基準とするか
	ビル等の業態の扱い	・商業ビルとオフィスビルで基準を変えるか
	住宅の扱い	・住宅からも徴収するか、徴収する場合その基準をどうするか

公共組合の事務と構成員、経費の賦課

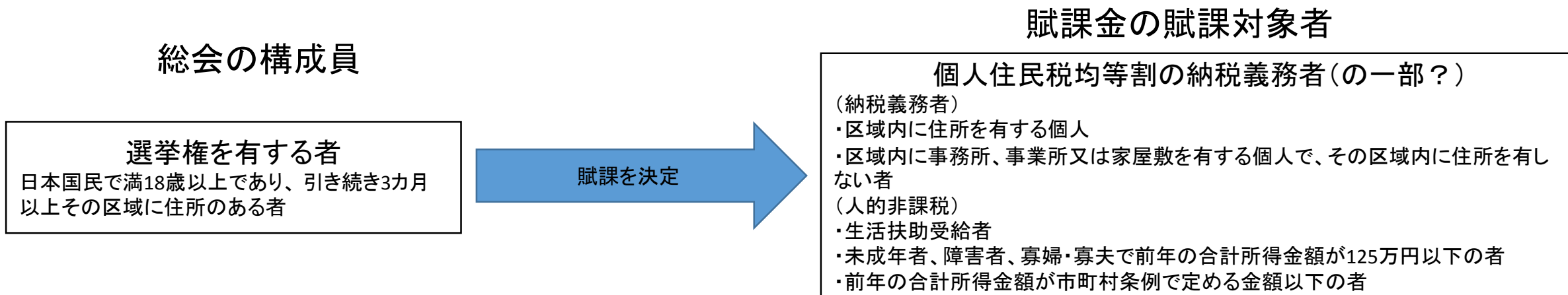
	事務	構成員	構成員に対する経費の賦課	構成員以外に対する経費の賦課
土地改良区 (土地改良法)	土地改良事業等	・地区内にある土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者(第11条)	・定款事項(経費の分に関する事項)(第16条) →総会議決(第30条)+都道府県知事の認可(第30条) ・地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収(第36条第1項) ・賦課に当たっては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案(第36条第2項)	・定款で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの(特定受益者)から、受ける利益を限度として、経費の一部を徴収可(第36条第8項)。 ・その徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見聴取義務(第36条第9項)。
土地区画整理組合 (土地区画整理法)	土地区画整理事業	・施行地区内の宅地の所有者、借地権者 ・参加組合員として、地方公共団体、地方住宅供給公社等で事業に参加を希望するもの	・定款事項(費用の分担に関する事項)(第15条) →総会議決(第31条)+都道府県知事の認可(第40条) ・賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収(第40条第1項) ・賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない(第40条第2項) ・参加組合員は負担金、分担金を納付(第40条の2第1項)	(なし)
市街地再開発組合 (都市再開発法)	第一種市街地再開発事業	・施行地区内の宅地の所有者、借地権者 ・参加組合員として、地方公共団体、地方住宅供給公社等で事業に参加を希望するもの	・定款事項(費用の分担に関する事項)(第9条) →総会議決(第30条)+都道府県知事の認可(第38条) ・賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収(第39条第1項) ・賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない(第39条第2項) ・参加組合員は負担金、分担金を納付(第40条第1項)	(なし)
水害予防組合 (水害予防組合法)	堤防・水門等の保護による水害防御に関する事業	・区域(水害を受くべき土地)内の土地、家屋等の所有者、占有者	・組合規約事項(第48条) →組合会議決(第23条)+都道府県知事への届出(第78条) ・組合費は、組合規約の定めるところにより、区域内の土地、家屋及び工作物、その他の物件について賦課(第48条) ・組合費の賦課免除は市町村税の例による(第52条) ・夫役現品を組合員に賦課することができ、代納の規定と併せて組合規約事項(第49条)	・夫役に限り、その区域内の総居住者に賦課することができる(第49条第2項)。
農業共済組合 (農業災害補償法)	共済事業	・農家例)・水稻、麦等の耕作の業務を営む者	・共済規程事項(共済掛金及び事務費に関する事項)(第30条) →総会議決(第43条)+都道府県知事の認可(第24条) ・組合員等は、共済規程等の定めるところにより、定額の共済掛金を組合等に支払(第86条)	(なし)
健康保険組合 (健康保険法)	健康保険	・適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者等	・規約事項(保険料に関する事項)(第16条) →組合会議決(第19条)+厚生労働大臣の認可(第16条第2項) ・保険者等は、保険料を徴収(第155条) ・被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担(第161条) 他	(なし)

地域自治組織の構成員・賦課金の賦課対象者

○ 公共組合として法的に構成した上でその構成員を区域内に住所を有する個人としつつ、何らかの合理的な限定を加えることとする場合、従来の公共組合を参考にすると、賦課金の賦課対象者は構成員外には及ばない前提で限定を加える必要があるか。



○ 特別地方公共団体として法的に構成する場合、総会の構成員は市町村議会議員の選挙権を有する者であって区域内に住所を有するものとするのが考えられる。この場合、個人住民税均等割の付加税又はこれに相当する賦課金が考えられるが、賦課対象者は総会の構成員外に及んでも差し支えないのではないか。



個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
→5, 10, 13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率 (年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,300億円	約6,200万人

※復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引上げられている。

※市町村民税の制限税率は1.2倍(道府県民税は制限税率なし)

個人住民税

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆6,900億円	約5,700万人
(参考)所得税	約18兆2,000億円	約5,300万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる(平成30年度分個人住民税から)。

利子割 配当割 株式等譲渡所得割 税率5% 税収 約4,700億円

- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに平成27年度決算額による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

個人住民税(均等割)の納税義務者

・納税義務者の範囲

納税義務者	納めるべき税額
ア 市町村(道府県)内に住所を有する個人 イ 市町村(道府県)内に事務所、事務所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額均等割額


・人的非課税の範囲

区分	概要																		
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者(退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。)																		
イ 均等割が非課税とされる者(均等割の非課税限度額)	・ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">一定の基準 =</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">35万円</td> <td style="text-align: center;">生活保護基準の級地区分の1級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5万円</td> <td style="text-align: center;">" 2級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28万円</td> <td style="text-align: center;">" 3級地</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">本人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除対象配偶者及び</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族の合計数</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">21.0万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18.9万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16.8万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一定の基準 =	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">35万円</td> <td style="text-align: center;">生活保護基準の級地区分の1級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5万円</td> <td style="text-align: center;">" 2級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28万円</td> <td style="text-align: center;">" 3級地</td> </tr> </table>	35万円	生活保護基準の級地区分の1級地	31.5万円	" 2級地	28万円	" 3級地	×	<table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">本人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除対象配偶者及び</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族の合計数</td> </tr> </table>	本人	控除対象配偶者及び	扶養親族の合計数	×	<table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">21.0万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18.9万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16.8万円</td> </tr> </table>	21.0万円	18.9万円	16.8万円
一定の基準 =	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">35万円</td> <td style="text-align: center;">生活保護基準の級地区分の1級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5万円</td> <td style="text-align: center;">" 2級地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28万円</td> <td style="text-align: center;">" 3級地</td> </tr> </table>	35万円	生活保護基準の級地区分の1級地	31.5万円	" 2級地	28万円	" 3級地	×	<table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">本人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除対象配偶者及び</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族の合計数</td> </tr> </table>	本人	控除対象配偶者及び	扶養親族の合計数	×	<table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">21.0万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18.9万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16.8万円</td> </tr> </table>	21.0万円	18.9万円	16.8万円		
35万円	生活保護基準の級地区分の1級地																		
31.5万円	" 2級地																		
28万円	" 3級地																		
本人																			
控除対象配偶者及び																			
扶養親族の合計数																			
21.0万円																			
18.9万円																			
16.8万円																			

当然加入団体の設立手続

土地改良区の設立手続	米国におけるBID設立手続	米国における自治憲章の制定・改定手続
<p>○土地改良法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人以上の土地区画事業参加資格者の発意(5条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による計画概要の市町村長への協議(5条3項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による計画概要、定款基本事項等の公告(5条2項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による事業参加資格者の2/3以上の同意の徴収(5条2項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による事業計画・定款作成、設立認可申請(7条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による審査・適否決定(8条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による計画書・定款の公告・縦覧(8条6項) <li style="text-align: center;">↓ ・利害関係人による異議の申出(9条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による認可(10条1項)、設立(10条2項) 	<p>「州により若干の違いはあるが、ニューヨーク州における流れは下図に示す通りである。どの州もBID 設立には地区内の不動産所有者の同意を条件としており、一般的には、地区内における課税対象不動産の総評価額に対して、過半数から3分の2の同意を求める州が多い。ほとんどの州では、BID 設置のために地区事業計画を定めることが義務付けられており、同計画には、BID の設立目的、活動内容、財源、役員の構成等が明記され、BID のマスタープランとも呼べるものとなっている。州によっては、定期的に地区事業計画の見直し期間を設定しているところもある。また、設立手続きと同様にBID の活動内容についても州法で定められており、BID に与えられる権限は厳格に規定されている。」</p> <p>○ニューヨーク市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産所有者有志による素案作成 <li style="text-align: center;">↓ ・地区事業計画の策定 <li style="text-align: center;">↓ ・地区内不動産所有者の同意 <li style="text-align: center;">↓ ・ニューヨーク市への設立申請 <li style="text-align: center;">↓ ・市議会での承認 <li style="text-align: center;">↓ ・市との契約 <li style="text-align: center;">↓ ・BID事業の開始 <p>(出典)「平成17年度海外調査 都市再生におけるプロジェクト監理と都市デザインを訪ねて～アメリカ合衆国の事例に学ぶ～ 調査報告書」(財団法人都市づくりパブリックデザインセンター)</p>	<p>「住民が憲章起草委員を選び(裁判所による任命もある)、その委員会が自治憲章案を作成し、住民を対象とした一定期間の閲覧の後で住民投票にかけられ、一定の割合(一般には過半数)の賛成によって制定される。なお、州議会の同意を必要とする州もある。また、改正する場合にも一般的には住民投票が必要となる。」</p> <p>○マサチューセッツ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15%以上の有権者による憲章の制定・改定の請願 <li style="text-align: center;">↓ ・憲章委員会の推薦と選挙 <li style="text-align: center;">↓ ・憲章委員会による最終報告書の提出 <li style="text-align: center;">↓ ・市による住民投票の実施 <li style="text-align: center;">↓ ・市の有権者の過半数の承認により発効 <p>(出典)地方公共団体の基本構造の選択手法について(たたき台)(平成22年7月30日地方行財政検討会議)</p>

署名の収集手続の比較

	条例の制定・改廃の請求 (地方自治法第74条)	土地改良区の設立認可申請 (土地改良法第5条、第7条、第8条)
請求手続 の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって、代表者が請求 ○請求先は普通地方公共団体の長 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良事業に参加する資格を有する15人以上の者が請求 ○申請先は都道府県知事 ○申請にあたり、あらかじめ、土地改良事業の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告し、資格を有する者の3分の2以上の同意が必要
署名収集 手続	<ul style="list-style-type: none"> ○代表者による請求代表者証明書の交付申請(令第91条第1項) ○長による請求代表者の資格の確認及び請求代表者証明書の交付 (令第91条第2項) ○署名の収集(請求代表者証明書交付の告示の日から都道府県及び指定都市は2ヶ月以内、指定都市以外の市町村は1ヶ月以内) (令第92条第1項) ○選挙管理委員会への署名簿の提出(法第74条の2第1項) ○選挙管理委員会による署名簿の審査及び有効、無効の決定及び証明 (法第74条の2第1項) ○署名簿の縦覧、異議の申出及び決定(法第74条の2第2項等) ○署名簿の返付(法第74条の2第6項) ○署名の効力に関する審査の申立て及び訴訟の機会の付与 (法第74条の2第7項等) ○代表者による直接請求(令第96条) ○長による受理(令第98条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格を有する者の総数及び農用地外資格者の総数を記載した同意署名簿にその資格を有する者の署名及び押印 (土地改良法施行規則第9条)

マサチューセッツ州一般法 第43章B(ホームルールの手続(憲章委員会の設置・住民投票等))(抄)

【平成22年7月30日 地方行財政検討会議第一分科会(第4回)資料】

第2条 制定、改定又は現行の憲章の修正

すべての市及び町は、この章によって定められた手続きにより、市憲章を採択し、改定し、又は現行の憲章を修正する権限を有するものとする。

第3条 憲章の制定及び改定のための請願;提出;異議

…市又は町の憲章の制定及び改定は、直近の州の選挙においてこれらの市又は町に居住していた登録有権者数の15パーセント以上の者により署名された請願を選挙管理委員会に提出することによって開始されるものとする。…

第4条 憲章の制定又は改定に関する議題の提出のための運営組織の命令:憲章委員会の推薦と選挙

市議会又は都市行政委員会は、選挙管理委員会による請願に十分な量の署名が記載されている旨の認定報告を受取った日から30日以内に、命令により、…憲章の制定又は改定に関する議題を有権者に提示し、併せて、憲章委員会の委員を選挙で選出することに備えるものとする。…

第5条 憲章委員会;委員の推薦と選挙の手続

憲章委員会の委員の推薦には、市又は町の住民の数に応じて、以下の数の登録有権者の署名が必要とされるものとする。

住民が10万人以上であれば200人の署名;

住民が5万人以上10万人未満であれば100人の署名;

住民が1万2千人以上5万人未満であれば50人の署名;

住民が6千人以上1万2千人未満であれば25人の署名;

住民が6千人未満であれば10人の署名

…

第6条 憲章委員会;委員数;選挙

憲章委員会は、この条の規定に基づき開催された選挙において、…全市一区選出で選出された9名の登録有権者から構成されるものとする。…

第10条 この章の規定により以前に制定又は改定された市憲章の修正;手続

(a) この章の規定により以前に制定又は改定された市憲章の修正は、この条に規定する方法による市の市議会又町の町民会議の3分の2の投票によって提案することができる。

なお、市長が存在する市では、市長の一致がなければ、市憲章の修正の提案はできない。また、立法機関、市長又はシティー・マネージャ、都市行政委員会又はタウン・マネージャの構成、選挙又は任用の方法、公職の任期に關係する市憲章の修正は、この章の規定により選出された憲章委員会のみが提案することができる。

第11条 提案された憲章案又は改定案;有権者への提案;投票

第9条の規定により憲章委員会の最終報告書の提出があれば、市議会又は都市行政委員会は、最終報告書の提出から2ヶ月以降に開催される、最初の通常の市議会選挙、又は毎年若しくは2年に一回の町の公職を選出する区民会議において、提案された憲章案又は改定案の承認を得よう、市又は町の有権者に提案するよう命令するものとする。…

提案された憲章の修正案も、同様に、第10条の規定により有効なものとなってから2ヶ月以降に開催される前述の市議会選挙又は町民会議において、有権者に提案されるものとする。…

市又は町の有権者の過半数により承認された新しい憲章案又は憲章の改定案は、当該憲章案又は改定案に規定する日より効力を有するものとし、同様に承認された憲章の修正案は、当該修正案又は修正案を提案した市議会の命令又は町民会議の投票に規定する日より効力を有するものとする。…

当然加入団体の構成員(住民)の権利保障の主な仕組み(1/2)

	土地改良区(土地改良法)	市町村(地方自治法)
設立 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加資格者15人以上による認可申請(7条1項)。申請には、計画概要等の公告、当該地区内の事業参加資格者3分の2以上の同意確保が必要(5条2項) ・都道府県知事の公告・縦覧(8条6項)、利害関係人異議申出(9条1項) (市町村長協議(5条3項)、都道府県知事認可(10条1項)) 	—
総会(総代会)・議会	【組織】 <ul style="list-style-type: none"> ・総会は、総組合員で構成(22条) ・組合員数200名超の場合、総代会設置可能(23条1項)。総代定数は定款で定める(同条2項) 	【組織】 <ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体に議会を置く(89条)。議員定数は、条例で定める(91条)。 ・町村は条例で選挙権を有する者の総会を設置可能(94条)
	【選挙権・被選挙権】 <ul style="list-style-type: none"> ・組合員各々1個の総代選挙権(31条1項) ・組合員で年齢25年以上の者及び法人たる組合員に被選挙権(23条3項) 	【選挙権・被選挙権】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民たる年齢満18年以上の者で3月以上市町村の区域内に住所を有する者に選挙権(18条) ・当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者に、議会議員の被選挙権(19条1項)
	【選挙方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村の選挙管理委員会による管理(23条4項、令5条1項)、選挙期日前7日までの告示(令6条3項)、1人1票(令10条2項)、投票管理者(令15条2項)、選挙会場(令9条1項) ・選挙人名簿は土地改良区が調製(令7条1項)、縦覧・異議申出等は定款で定める(同条4項) ・選挙区は定款で定める(令4条) ・異議がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出(令27条) 	【選挙方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会が管理(公選法5条)、一定期日前の告示(33条)、1人1票(36条)、投開票管理者(37条、61条)、投票所(39条)、期日前投票(48条の2)、不在者投票(49条)、選挙運動(13章) ・選挙人名簿は選挙管理委員会が調製(19条2項)、縦覧・異議申出・訴訟・補正・閲覧等が法定(23～26条) ・選挙区は条例で定める(15条6項) ・不服がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出及び訴訟(202条、203条、206条、207条) ・その他公職選挙法の各規定が適用
	【リコール】 <ul style="list-style-type: none"> ・総組合員数の3分の1以上の連署により都道府県又は市町村の選挙管理委員会へ請求(24条1項) ・過半数の同意があったときは失職(24条3項) 	【リコール】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の総有権者数の3分の1以上の連署により「解散」を(76条1項)、選挙区内の総有権者数の3分の1以上の連署により「解職」を(80条1項)、選挙管理委員会へ請求 ・過半数の同意があったときは解散又は失職(78条、83条) ・その他地方自治法第5章第2節の各規定が適用
	【招集】 <ul style="list-style-type: none"> ・理事は、毎事業年度1回通常総会を招集する。その他常時臨時総会を招集可能(25条1項・2項) ・総組合員数の5分の1以上の同意で招集請求(26条) ・請求があった日から20日以内に招集(同条)。理事が招集しない場合は、監事が招集(27条) 	【招集】 <ul style="list-style-type: none"> ・長は、条例で定める回数、定例会を招集する。必要がある場合、臨時会を招集可能(101条1項、102条1～3項)。 ・議長は、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を請求(101条2項) ・議員の定数の4分の1以上の者は、臨時会の招集を請求(101条3項) ・請求があった日から20日以内に招集(101条4項)。長が招集しないときは議長が招集(同条5項・6項)
	【必要的議決事件】(30条1項) ①定款変更、②規約・管理規程の設定・変更・廃止 ③起債・借入の方法・利率・償還方法、④収支予算 ⑦事業報告書・収支決算書・財産目録の承認 ⑥賦課金等の徴収方法 ⑤契約 ⑨国・都道府県による区有施設の管理の申出 ⑧土地改良区連合の設立や構成区の増減に関する協議	【必要的議決事件】(96条1項) ①条例の制定・改廃 ②予算 ③決算認定 ④課税・使用料等徴収 ⑤条例で定める契約の締結 ⑥条例規定以外の財産管理及び処分 ⑦不動産信託、⑧重要財産の取得・処分、⑨負担付き寄付・贈与、⑩権利の放棄、⑪重要な公の施設の長期独占利用、⑫不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁、⑬損害賠償の額の決定、⑭区域内の公共的団体等の活動の総合調整、⑮その他
	【議決権・表決】 <ul style="list-style-type: none"> ・組合員・総代は各々1個の議決権(組合員:31条1項、総代:23条9項) ・総組合員又は全ての総代の半数以上が出席し、原則としてその議決権の過半数で決する(組合員:32条1項、総代:23条9項) ・総組合員数の10分の1以上の請求により、法令に違反する議決、選挙等について都道府県知事による取消し(136条1項) 	【議決権・表決】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない(113条)。原則として、出席議員の過半数で決する(116条) ・その他地方自治法第6章の各規定が適用。

当然加入団体の構成員(住民)の権利保障の主な仕組み(2/2)

	土地改良区(土地改良法)	市町村(地方自治法)
執行機関	<p>【役員の選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員各々1個の役員選挙権(31条1項) ・理事の定数(5人以上)の5分の3以上、監事の定数(2人以上)の2分の1以上は組合員である必要(18条5項) 	<p>【長の選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民たる年齢満18年以上の者で3月以上市町村の区域内に住所を有する者に選挙権(18条) ・日本国民で年齢満25年以上の者に、市町村長の被選挙権(19条3項)
	<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票は1人1票(18条7項)、選挙管理者・投票管理者・開票管理者の設置(18条8項) ・その他選挙方法、選挙場所(総会又は総会外)等は定款で定める(16条1項6号、18条3項) ・総組合員数の10分の1以上の同意を得て、法令等違反がある選挙・当選を都道府県知事による取消しを請求(136条) 	<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会による管理(公選法5条)、一定期日前の告示(33条)、1人1票(36条)、投開票管理者(37条、61条)、投票所(39条)、期日前投票(48条の2)、不在者投票(49条)、選挙運動(13章) ・不服がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出及び訴訟(202条、203条、206条、207条) ・その他公職選挙法の各規定が適用
	<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総組合員数の5分の1以上の連署より請求(29条の2第1項) 	<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総有権者数の3分の1以上の連署により選挙管理委員会へ請求(81条1項)。過半数の同意があったときは失職(83条) ・その他地方自治法第5章第2節の各規定が適用
財務・監査	<ul style="list-style-type: none"> ・総組合員数の10分の1以上の同意を得て、都道府県知事による事業・会計の状況検査を請求(133条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計管理者による会計事務の処理(168条、170条1項) ・会計管理者の事務を補助する出納員その他の会計職員の設置(171条1項) ・会計管理者等の賠償責任(243条の2) ・住民監査請求(242条1項)、住民訴訟(242条の2第1項) ・総有権者数の50分の1以上の連署をもって、監査委員による事務監査を請求(75条) ・議会による書類の検閲、検査、監査請求(98条)、調査(100条)
情報開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は、定款、規約、管理規程、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿、議事録を備え付け、組合員その他の利害関係者から閲覧請求があった場合、拒否してはならない(29条1項・4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則の公布(16条2項・5項) ・議会の議事の公開(115条1項)、公聴会の開催(115条の2第1項) ・予算に関する説明書(財産調書を含む)作成(211条2項)、予算要領の公表(219条2項)、決算書類・主要施策説明書作成(233条1項・5項)、決算要領の公表(233条6項) ・保有情報の公開に関する施策策定・実施の努力義務(行政機関情報公開法25条)、情報公開条例

当然加入団体に対する外部からの統制・監督の主な仕組み

	土地改良区	合併特例区
設立・解散	<p>【設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画概要等の市町村長への協議(5条3項) ・都道府県知事の審査・適否決定(8条1項)、 公告・縦覧(8条6項)、認可・公告(10条1項・3項) <p>【解散】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の認可(67条2項)、公告(67条3項) ・都道府県知事による解散命令(135条1項) 	<p>【設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の議会議決を経て協議により規約を締結(26条) ・都道府県知事の認可(28条1項) <p>【解散】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置期間は規約で設定(31条1項3号、52条1項)
定款・規約の策定・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・設立認可時に都道府県知事による定款の審査・適否決定(8条1項)、公告・縦覧(同条6項) ・定款変更は都道府県知事の認可(30条2項)、公告(同条3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立認可時に合併市町村の議会議決を経て協議により規約を締結(26条)、都道府県知事の認可(28条1項) ・規約変更は、合併市町村(議会議決を経る必要)と合併特例区(合併特例区協議会の同意を得る必要)との協議によって定める(32条1項)、都道府県知事の認可(同条4項、軽微な事項の場合は届出)
監督・監査	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による報告徴収、業務・会計の状況検査(132条1項) ・都道府県知事による違反行為に対する措置命令(134条1項)、改選命令(同条2項)、解任(同条3項) ・土地改良事業以外の事業を行った場合、法令違反等の場合における解散命令(135条1項) ・総組合員数の10分の1以上の請求により、法令に違反する議決、選挙等について都道府県知事による取消し(136条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の長による報告又は書類・帳簿提出の要求、事務視察(50条1項) ・合併市町村の長による違反是正・改善措置の指示(50条2項) ・合併市町村の監査委員による事務監査(51条1項)
予算・決算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区の毎会計年度予算(合併特例区協議会の同意を得た予算)について合併市町村の長の承認(42条6項) ・合併特例区の毎会計年度決算について合併市町村の監査委員の審査(45条1項)、合併市町村の長への報告(同条5項)
(参考) 解散後の権利義務	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続(67条の2) ・清算人は、債務弁済後でなければ残余財産を処分することができない(70条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村は、一切の権利義務を承継(52条1項)

特別地方公共団体の設置手続

- 合併特例区は、合併関係市町村の協議(当該合併関係市町村の議会の議決を経る)により設けられる。規約は、この協議(変更の場合には合併市町村と合併特例区との協議)により定められ、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされる。
- 一部事務組合及び広域連合も、普通地方公共団体及び特別区が、その協議により規約を定め、都道府県知事(総務大臣)の許可を得ることによって設けられる。
- 一方、財産区は、市町村の廃置分合等における財産処分の協議により設置される(都道府県知事の認可は不要)。

○市町村の合併の特例に関する法律

(合併特例区)

第二十六条 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の設置)

第二十八条 合併関係市町村は、第二十六条の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行う場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならない。

3・4 (略)

(合併特例区の規約の変更)

第三十二条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定める。

2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。

3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

5・6 (略)

○地方自治法

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

(参考)合併特例区の設置手続について

(「地方自治」N0681「合併関連三法(合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法)について(中)」(杉本達治・吉川浩民・岡本誠司)P40)

「…こうした手続きのうち、総務大臣又は都道府県知事の許可又は認可は、特別地方公共団体がいわば分身として公共性が高い事務を処理するものであることから、その適正な運営を確保するため、設立団体以外の者による一定のチェックをかける意味から必要なものである。

一方財産区については、その権能が財産の管理に限定されていることなどから、第三者のチェックまでは要しないこととしている。

合併特例区は、公の施設の設置、管理や財産の管理のほか、従来旧市町村が担ってきた事務を中心に公共性の高い事務を処理するものであることから、地方公共団体の組合や地方開発事業団と同様、都道府県知事又は総務大臣の認可を必要とすることとした。」

市制町村制における市税・町村税

○市制町村制(明治21年)における市税・町村税、条例制定権の取扱い

- ・市税・町村税として「一 国税府県税ノ附加税」「二 直接又は間接の特別税」の二種類が認められていた(市制・町村制第90条第1項)。
- ・市町村の事務に関して条例制定権が認められていた。
(「市(町村)ノ事務及市(町村)住民ノ権利義務ニ関シ、此法律中に明文ナク又ハ特例ヲ設クルコトヲ許セル事項ハ各市ニ於テ特に条例ヲ設ケテ之ヲ規定スルコトヲ得」(市制・町村制第10条第1項))
- ・これらに関し、市会・町村会の議決事件として「市(町村)条例及規則ヲ設ケ並改正スル事」(市制第31条第1号、町村制第33条第1号)、「法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、市税(町村税)及夫役現品ノ賦課聴取ノ法ヲ定ムル事」(市制第31条第5号、町村制第33条第5号)とされていた。

○附加税、特別税の課税方法

- ・市町村は、その基本財産収入、使用料・手数料等の収入をもって市町村の第一次収入源とし、これらによってなおその支出に不足するとき、はじめて賦課徴収し得る第二次収入源として市税、町村税は取り扱われていた。
(「市(町村)ハ其財産ヨリ生スル収入及使用料、手数料並ニ科料、過怠金其他法律勅令ニ依リ市(町村)ニ属スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ猶不足アルトキハ市税(町村税)及夫役現品ヲ賦課スルコトヲ得」(市制・町村制第88条第2項))
- ・附加税は、「直接ノ国税又ハ府県税ニ附加シ均一ノ税率ヲ以テ市(町村)ノ全部ヨリ徴収スルヲ常例トス」(市制・町村制第90条第2項)とされ、附加すべき本税は既にさだめられていることを前提とするから、市会・町村会は、その賦課率を、その決定の為の特別の議決を行うか、または予算の議決により決定することされ、後者も「市制町村制理由」において当初から予想されていた。市会・町村会の議決は、地租の1/7その他直接国税の50/100を超過する場合及び間接国税に附加する場合は「内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」(市制第122条、町村制第126条)等とされていた。
- ・特別税は、「附加税ノ外別ニ市(町村)限り税目ヲ起シテ課税スルコトヲ要スルトキ賦課徴収スルモノトス」(市制・町村制第90条第1項)と定め、附加税収入では「市町村必要ノ費用ヲ支弁スルニ」充分でないとき、「市(町村)条例ヲ以テ」(市制・町村制第91条)規定されることができ、その時は「内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」(市制第122条、町村制第126条)と定められた。
- ・「市町村条例ハ其必要アルニ非スンハ之ヲ設ケ又ハ改廃スヘカラス」とする「市当村常例設定ノ方針訓令」(明治23年1月7日訓第一号内務大臣訓令)に沿って事務が処理されたから、昭和初期までは附加税制定形式の第三の選択肢として「条例」を積極的に説くものは見出すことができない。

・後になって、課税は住民の権利義務に係る最重要事項であり、「実際に於ては市町村税は特別税たると附加税たるとを問はず、条例を以て規定せらるゝが通例であろう」(織田萬「日本行政法原理」(昭9)P607)という見解が出される。

(浅沼潤三郎「地方税課税権の基本構造(一)」を参考に、事務局で作成)

合併特例区規則

- 合併特例区は議会がなく条例制定権を有しないが、長がその権限に属する事務に関し、制定する合併特例区規則について、
- ①合併特例区協議会の同意を要することとしているもの、
 - ②さらに加えて合併市町村の長の承認を要することとしているもの
- がある。

(参考)「地方自治」NO681「合併関連三法(合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法)について(中)」(杉本達治・吉川浩民・岡本誠司)P76-77

1 合併特例区規則

合併特例区規則は、合併特例区の長が、その権限に属する事務に関し、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて制定することのできる定めであり、市町村における条例及び規則に相当するものである。

合併特例区規則の制定権者は合併特例区の長であるが、この法律の定めるところにより、合併特例区規則の制定に当たって、①合併特例区協議会の同意を要することとしているもの、②合併特例区協議会の同意を得た上で合併市町村の長の承認を要することとしているものがある(略)。

2 合併特例区協議会の同意

1の①及び②は、基本的には準用された自治法の規定において条例で定めることとされている事項を定める合併特例区規則に関するものであり、これらについては、合併特例区の長が単独で定めることは適当でないと考えられることから、合併特例区協議会の同意を要することとし、また、公布を要することとしている。

3 合併市町村の長の承認

また、1の②については、使用料、手数料等に関する合併特例区規則など住民の負担に関わるもの、合併特例区の長の給料、手当及び旅費に関する合併特例区規則など合併市町村の財源措置に関わるもの、基金や公の施設の管理に関する合併特例区規則など合併特例区の存立に関わる財産に関するものなど、民主的統制の観点から、合併特例区のみで定めることが適当でないため、合併市町村の長の承認を必要とし、この承認に当たっては、あらかじめ合併市町村の議会の議決を経ることとしたものである。……………

財産区とその権限行使の方法

第二百九十四条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という。)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

2・3 (略)

- 財産区とは、ア又はイの場合において、その財産又は公の施設の管理、処分を行うことについて、法人格を認められた特別地方公共団体である。
 - ア 市町村及び特別区の一部で、従前から財産を有し又は公の施設を設けているもの
 - イ 市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合における財産処分の協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し又は公の施設を設けるものとなるもの
- 財産区を有する市町村は439市町村、財産区の合計数は3,995区(平成28年4月1日現在)
- 「財産区その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定によるとされている。これは、財産区の権限の行使の方法を定めたものであるが、財産区は、原則としてそれに固有の議会を有しない。同様に執行機関に関する規定を欠くのみならず、第296条の2の財産区委員会も当然に必置の機関ではない。財産区の権能は財産区がその一部であるところの市町村又は特別区の長及び議会が財産区の執行機関及び議決機関として、これを行使することとされる。ただ、財産区に議会または総会(法295)が設けられたときは、それが市町村又は特別区の議会が行うべき権限を行使するのである。「この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による」との規定も、このような趣旨を示しているものと解すべきである。したがって、市町村又は特別区の一部たる財産区の財産を管理するものは当該市町村又は特別区の長であり、……また、「管理及び処分又は廃止に関する規定による」とは、当該規定をそのまま適用するの意である。」
「財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定」によるのであるから、第9章財務に関する規定のうちでも、地方税及び分担金の賦課又は徴収に関する規定、起債、一時借入金に関する規定等は適用がなく(行実昭31、3、26)……」
(松本英昭「新版逐条地方自治法第8次改訂版」P1662)

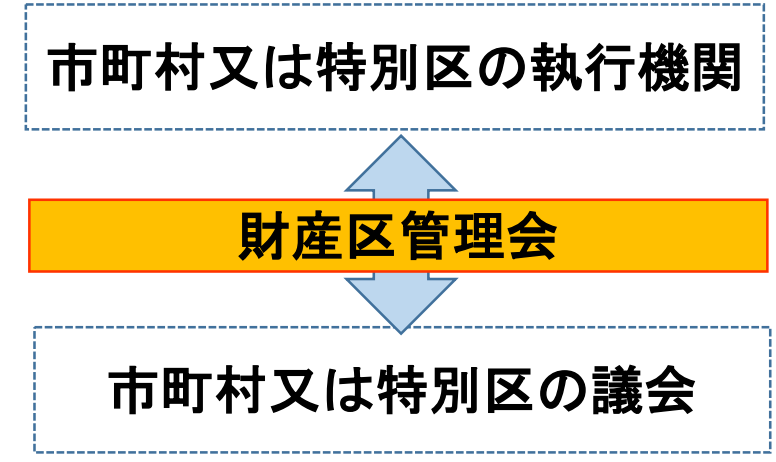
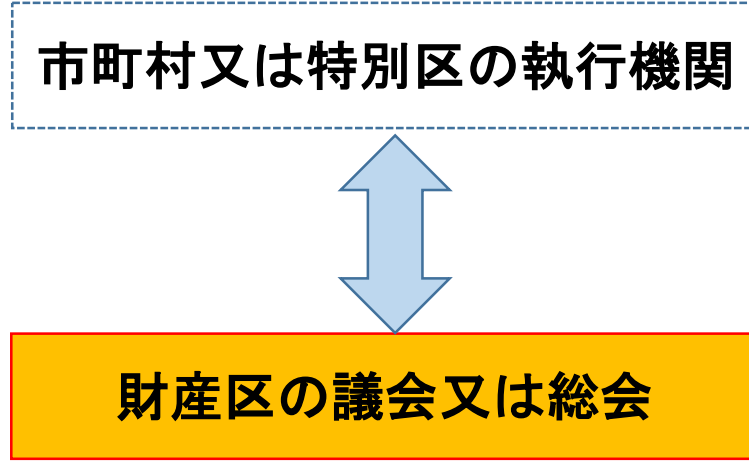
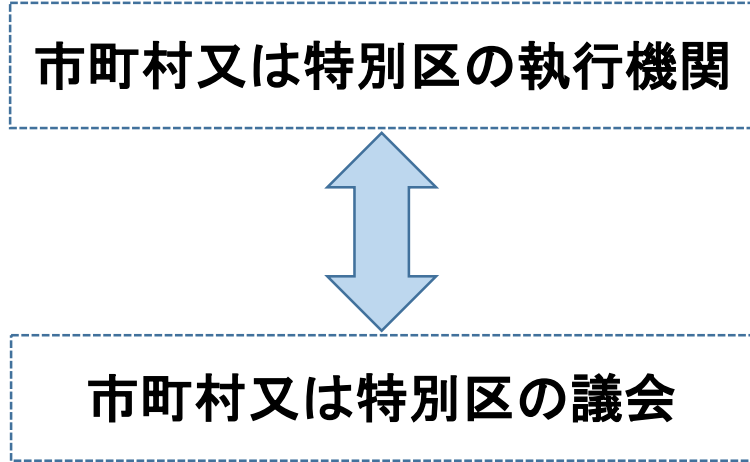
財産区の機関

① 固有の機関を設けていない財産区
(1,511財産区)

② 議会又は総会を設けている財産区
(議会:680財産区、総会:20財産区)

③ 財産区管理会を設けている財産区
(1,784財産区)

※()内は平成28年4月1日現在の数



財産区議会(又は総会):

- ・特に設ける必要がある場合に組織される財産区固有の意思決定機関。財産区の財産又は公の施設に関し市町村又は特別区の議会が議決すべき事項を議決する。
- ・議会又は総会を設置する場合は、財産区管理会を置くことができない。

財産区管理会:

- ・財産区管理委員(7人以内)をもって組織する審議機関。
- ・財産区の財産等の管理及び処分又は廃止で条例等で定める重要なものについては、管理会の同意が必要。また、管理に関する事務の全部又は一部を管理会又は管理委員に委任できるとともに、財産区の手続の処理について監査できる。

※財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、条例事項とされる(法296①)

※財産区管理委員の選任方法(松本英昭「新版逐条地方自治法第8次改訂版」P●)

「財産区管理委員の定数、委員の選任方法、財産区管理会の会長及び会長代理の選任手続、財産区管理会の招集、開会の定足数、議事手続特に表決に関する規定等については、本条(第296条の4)の規定に基づいて条例又は協議で定めなければならない。このうち、最も考慮を要する事項は財産区管理委員の選任方法である。まず、被選任資格としては、議会の議員の被選挙権を有する者(選挙権を有する年齢満25歳以上の者)で差しつかえないと思われるが、選任方法としては、①財産区住民の直接投票による方法、②市町村長が議会の同意を得て選任する方法、③財産区住民による選挙会を組織し、選挙会において選挙する方法などが考えられ、③のうちには、大字又は町(集落)ごとに住民の数に応じて一定数の選挙人を選挙し、選挙人が選挙会においてさらに財産区管理委員を選挙する方法、さらに、選挙人の選挙に代えてくじで一定数の選挙人を定める方法等が考えられる。①は、もとより、最も通常の選挙方式であるが、②は、そもそも、財産区管理会を設置する趣旨に充分副い難いうらみがあり、③のいずれかの方法が地方の事情に適合する場合も多いと考えられる。いずれにせよ、簡素にして最も純粋に自治的な機関としての財産区管理会の構成員たる財産区管理委員の選任は、それに相応する簡素な方式によることが望ましいと思われる。」

観音寺市「栗井財産区管理会協議（昭和30年4月3日協議決定）」（抄）

（設置及び組織）

第2条 栗井財産区に財産区管理会（以下「管理会」という）を置く。

2 管理会は財産区管理委員（以下「委員」という）7人を以て組織する。

（委員の選任）

第3条 委員は財産区の住民が選挙する。

2 財産区の区域内に2ケ年以来住所を有する者で市の議会の議員の選挙権を有するものは委員の選挙権を有する。

3 財産区の区域内に2ケ年以来住所を有する者（世帯主）で市の議会の議員の被選挙権を有する者は委員の被選挙権を有する。

4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条及び第252条の規定は委員の選挙権及び被選挙権に之を準用する。

5 委員の選挙は観音寺市の議会の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。

6 地方公共団体の長及び市議会の議員は委員と兼職することができない。

7 地方公共団体の長及び市議会の議員に当選したときはその職を失う。

8 委員に欠員を生じたときは市選挙管理委員会は直に補欠委員の選挙を行わなければならない。

9 地方自治法及びこの協議に規定するものの外委員の選挙については町村の議会議員選挙の例による。

（同意を要する事項）

第9条 財産区の財産又は営造物の管理又は処分などで管理会の同意を要するものは次の通りとする。

(1) 財産又は営造物の全部の処分

(2) 財産の価値又は利用価値を減少する処分

(3) 財産又は営造物の全部又は一部について其の財産の形態変更する処分又は営造物の機能を変更する処分

(4) 財産又は営造物の住民に対する使用関係の設定制限又は使用関係の変更に関する事項

(5) 重要な管理行為（植林計画、伐採、間伐及び従物の採取等）に関する事項

(6) 財産又は営造物の管理計画を定め変更すること。

(7) 使用料、加入金又は分担金夫役現品に関すること。

(8) 植樹、立木、伐採木、間伐木等の売買契約供給契約又は之等の作業の請負契約を結ぶこと。

(9) 毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。

(10) この協議の改廃に関すること。

(11) その他財産区に関する重要な事項

（管理事務の委任）

第10条 財産区の財産の管理に関する事務の全部を管理会に委任するものとする。

財産区の事務に関する条例

- 財産区の事務(財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止)に関する条例は、市町村・特別区の条例として定められ、当該市町村・特別区の公告式により公布される。
- この条例は、当該市町村又は特別区の議会の議決を経て制定されるが、財産区の議会又は総会が設けられたときは、財産区の議会又は総会の議決を経て制定される。

財産区の事務に関する主な条例事項

- ・ 財産区議会又は総会の設置（法295）
- ・ 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項（法296①）
- ・ 財産区管理会の設置（法296条の2①）
- ・ 財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項（法296の4①）
- ・ 財産区の財産の管理及び処分に関する事項（法237②）
- ・ 公の施設の設定及び管理に関する事項（法244の2①）
- ・ 財産区に関する使用料、手数料に関する事項（法228①）
- ・ 財産区議会の議員の報酬、費用弁償（法203①②）

(参考)福岡市例規集に掲載されている財産区に関する条例

- ・ 福岡市脇山財産区議会設置条例
- ・ 福岡市脇山財産区議会定例会の回数を定める条例
- ・ 福岡市脇山財産区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・ 福岡市脇山財産区基金条例
- ・ 財産区有財産の管理及び処分に関する条例
- ・ 財産区有財産の管理及び処分に関する条例施行規則
- ・ 福岡市財産区基金条例
- ・ 福岡市財産区特別会計条例

豊岡市「城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例(平成18年3月22日条例第3号)」(抄)

(設置)

第1条 城崎町湯島財産区(以下「財産区」という。)は、財産区の区域内に住所を有する者(以下「区民」という。)の福祉の向上及び区民と観光客との交流を図ることによる地域の活性化を推進するため、城崎町湯島財産区営温泉浴場(以下「浴場」という。)を設置する。

(業務)

第3条 浴場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入場者の整理に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に附随する業務に関すること。

2 市長は、浴場を、前項の業務の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(入浴料の徴収)

第4条 市長は、入浴券を発行し、浴場を使用する者(以下「使用者」という。)から、使用前に別表第1に定める入浴料を徴収する。
ただし、特に必要がある場合は、使用後に徴収するものとする。

2～5 (略)

(使用の制限等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、浴場の使用を拒絶することができる

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2)～(4) (略)

(行為の禁止)

第9条 何人も、浴場内において、浴場の管理上支障がある行為をしてはならない。

(広告物の掲示等)

第10条 市長は、30日以内、かつ、浴場の管理運営に支障のない範囲において、浴場に広告物の掲示を許可することができる。この場合において、市長は、別表第2に定める広告物掲示使用料を徴収するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料を免除することができる。

(損害の賠償等)

第11条 浴場の建物、器具、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

地域自治組織の活動イメージ

地域運営組織、民間事業者等

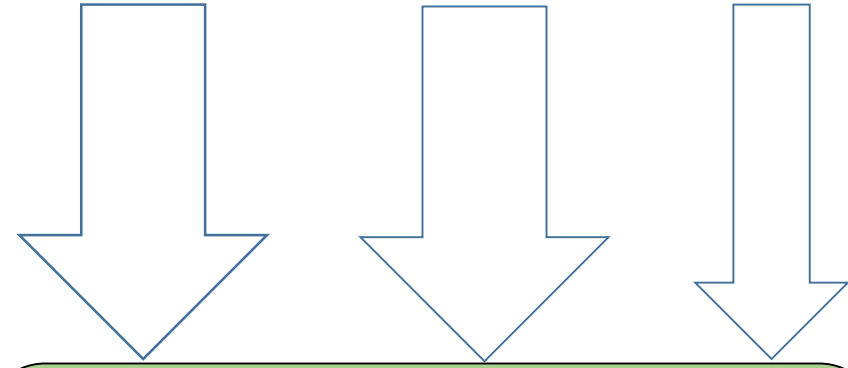
(一般社団法人、NPO法人、認可地縁団体、株式会社等)

フリーライドを防止し、
受益に応じた負担を求
める必要がある事業

住民、土地所有
者等からの
賦課金、租税

市区町村からの
交付金等

事業者等
からの寄
附金等

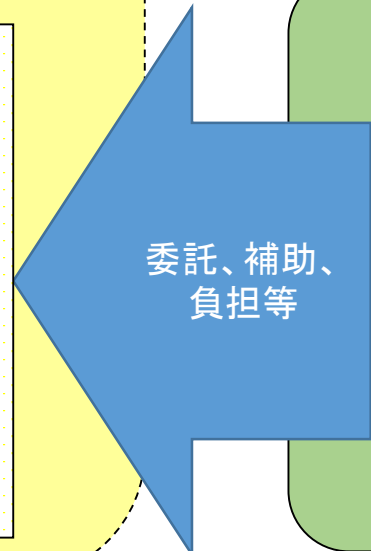


地域の住民、土地所有者等において機運
が醸成され、相当数の同意がある場合

地域自治組織

(公共組合or特別地方公共団体)

→ 必要最小限の活動



委託、補助、
負担等